

(令和3年1月1日現在)

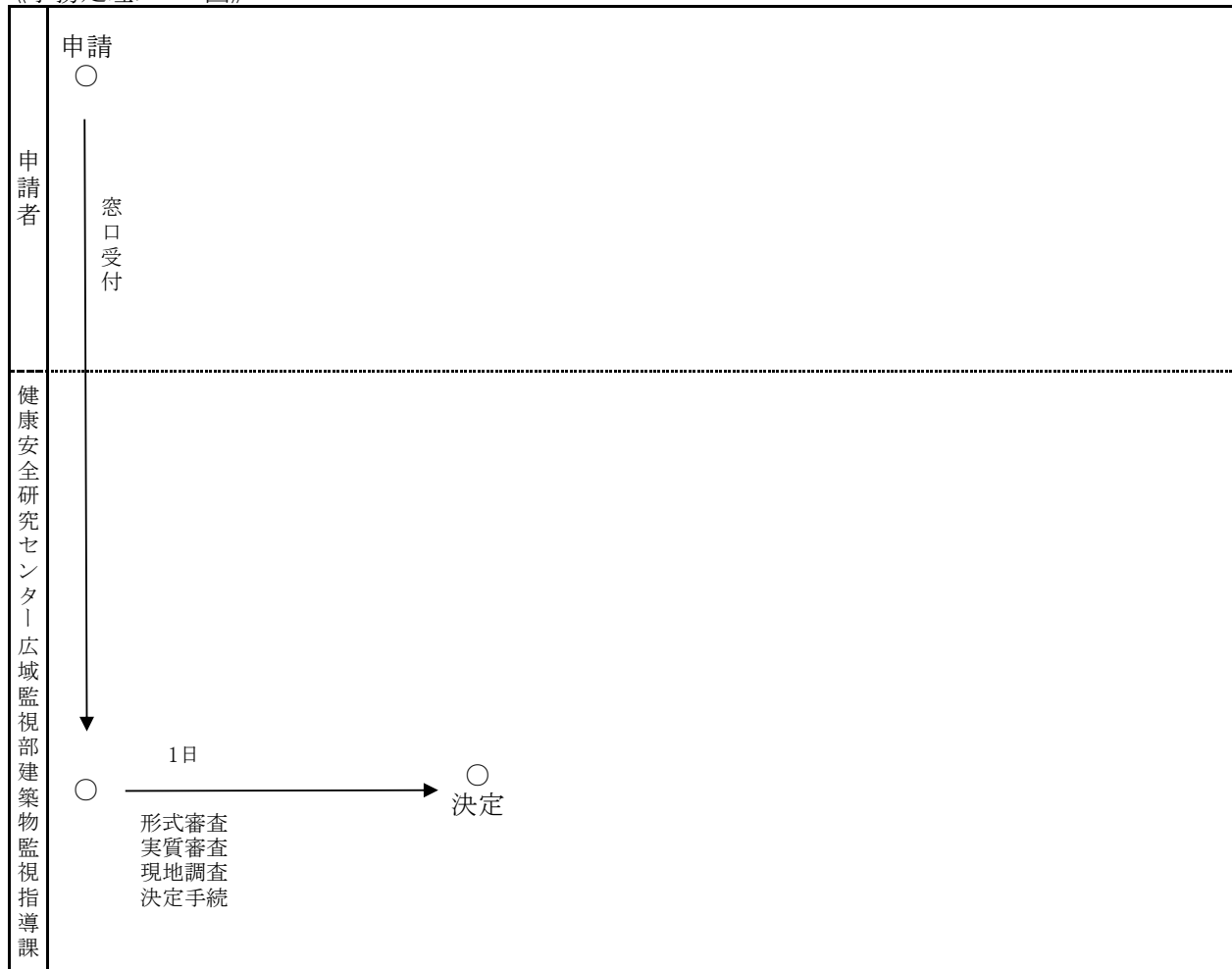
事務処理フロー図

事務名	建築物事業登録変更
根拠法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条

作成部署 福祉保健局健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当 電話03-5937-1058

標準処理期間計 1日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	実質審査	審査基準を満たしているか審査 ※登録事務処理要綱
3	現地調査	営業所所在地、機械器具類等を確認
4	決定手続	審査の結果に基づき、諾否を決定
5	通知	申請者に通知
6	備考	現地調査を要する場合は、変更事項確認後の期間
7		
8		
9		
10		